

印

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業(改植地拵作業外5)請負
- 2 事業場所 大分県中津市耶馬溪町 下台国有林29ま2林小班外
別冊、図面のとおり
- 3 事業量 改植地拵作業 2.05ha
改植植付作業 2.05ha
補植作業 2.00ha
除伐作業 30.52ha
下刈作業 115.18ha
林道刈払作業 4.94ha
(別紙作業内訳書のとおり)
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和9年2月26日まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり)
- 5 作業仕様 別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円也)
- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除 の区分	選 択 事 項	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号	
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号	
×	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号	
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号	
×	履行保証保険契約による保証	第4条第1項第5号	
×	支給材料及び貸与品	第15条	
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項	
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条	

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

9 特約条項

(1) 別紙、特約条件のとおり

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 大分西部森林管理署長 杉崎浩史 と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び当該入札公告日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款並びに造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 住所 大分県日田市中城町1-1

分任支出負担行為担当官
大分西部森林管理署長 杉崎 浩史 印

請負者

(代表者) 住所
氏名

印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】請負者 ○○共同事業体

代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○
○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○

作業内訳書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域 面積 (ha)	控除 面積 (ha)	契約 面積 (ha・m)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
改植地拵	29ま2	組合せ	2.44	0.39	2.05	R8.10.13	R9.2.26	—	—	
計			2.44	0.39	2.05			—	—	
改植植付	29ま2	正方形植	2.44	0.39	2.05	R8.10.13	R9.2.26	ヒノキコンテナ苗	1,800	
計			2.44	0.39	2.05					
補植	49に	正方形植	1.00		1.00	R8.10.13	R9.2.26	スギコンテナ苗 (花粉の少ない苗木)	2,000	
補植	1016ろ	正方形植	1.00		1.00	R8.10.13	R9.2.26	スギコンテナ苗	2,000	
計			2.00		2.00					
除伐	51い2	全刈	4.47	0.31	4.16	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	52い1	全刈	4.47	0.60	3.87	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	1001お	全刈	0.93		0.93	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	1001お1	全刈	0.88		0.88	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	1001く	全刈	3.77		3.77	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	1001く1	全刈	3.76		3.76	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	49か1	全刈	2.14	0.66	1.48	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	49よ3	全刈	1.28		1.28	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	64ろ1	全刈	3.80	0.61	3.19	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
除伐	29け1	全刈	7.31	0.11	7.20	契約日の翌日 から	R9.2.26	—	—	
計			32.81	2.29	30.52					
下刈	49に	全刈(2)	5.01		5.01	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	1016ろ	全刈(2)	4.52		4.52	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	50ゆ	全刈(3)	3.20	0.25	2.95	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	66と1	全刈(3)	2.45		2.45	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	66ぬ1	全刈(3)	3.35		3.35	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	66ぬ2	全刈(3)	4.25	0.50	3.75	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	50と3	全刈(4)	1.41		1.41	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	47は	筋刈(4)	2.80		2.80	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	47は	筋刈(4)	2.88	0.18	2.70	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	49ろ3	筋刈(6)	0.36		0.36	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	49れ	全刈(6)	2.61	0.11	2.50	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	51ろ5	筋刈(5)	2.66	0.26	2.40	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	51ろ6	筋刈(5)	1.94	0.65	1.29	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	51ろ7	筋刈(5)	1.86	0.40	1.46	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	23い	筋刈(3)	8.83	3.02	5.81	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	23い1	全刈(3)	4.86	1.57	3.29	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	12ろ1	全刈(2)	1.75	0.22	1.53	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	12に1	全刈(2)	0.93	0.37	0.56	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	2053ろ	全刈(2)	0.45		0.45	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	2053ろ1	全刈(2)	8.54	1.62	6.92	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	2063こ	全刈(1)	2.18		2.18	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	2063は	全刈(1)	5.35		5.35	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	211よ	全刈(5)	4.66		4.66	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	211に	全刈(1)	4.68		4.68	R8.6.15	R8.9.30	—	—	

作業内訳書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域 面積 (ha)	控除 面積 (ha)	契約 面積 (ha・m)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
下刈	212た	全刈(3)	5.85		5.85	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	214ら	全刈(4)	2.75		2.75	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	201ほ	筋刈(4)	4.87		4.87	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	204ら	筋刈(4)	1.96	0.08	1.88	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	204く	筋刈(4)	2.97		2.97	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	204の	筋刈(1)	1.84		1.84	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	205ろ	全刈(6)	4.58		4.58	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	205た	全刈(2)	0.94		0.94	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	207は	全刈(1)	1.49		1.49	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	207う	全刈(6)	3.32		3.32	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	209い	全刈(2)	3.99		3.99	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	209い1	全刈(2)	0.55		0.55	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	209い3	全刈(1)	1.27		1.27	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	242ぬ	筋刈(4)	5.49		5.49	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
下刈	242る	筋刈(4)	1.01		1.01	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
計			124.41	9.23	115.18					
林道刈払	大平林道	全刈	0.39		0.39	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	寒水林道	全刈	0.45		0.45	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	後野林道	全刈	0.65		0.65	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	鹿鳴越林道	全刈	0.15		0.15	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	日指林道(本線)	全刈	1.12		1.12	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	日指林道(2支線)	全刈	0.07		0.07	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	日指林道(日指作業道)	全刈	0.18		0.18	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	日指林道(鳥屋岳支線)	全刈	0.04		0.04	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	日指林道(迫田池支線)	全刈	0.07		0.07	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	木床林道(本線)	全刈	0.37		0.37	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	山ノ口林道	全刈	0.37		0.37	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
林道刈払	森平家林道	全刈	1.08		1.08	R8.6.15	R8.9.30	—	—	
計			4.94		4.94					
除伐		合計	169.04	12.30	156.74					

- 【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

地拵作業仕様書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（1）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（2）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に1 m以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（3）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（4）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（1）～（3）に準ずること。

（5）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（2）に準ずること。

2. 渓床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

4. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

5. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

6. 補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

除伐、除伐２類及び保育間伐作業仕様書

1. 作業方法等

除間伐木は、植栽木の生長を阻害しているもの及び、今後障害となるおそれのあるもの並びに存置する価値のない植栽木を除間伐し、植栽木の生長を促すものとする。

- (1) 伐採の高さは、植栽木の生長助長並びに広葉樹の萌芽抑制等の除伐の目的を損なわない程度（概ね1m）とする。
- (2) 伐採の際に植栽木を損傷しないよう注意すること。
- (3) 造林木に巻きついたつるは根元を切断し、植栽木の生育を阻害するおそれのないように処理すること。
- (4) 伐除した雑灌木等で、植栽木の生育を阻害するおそれのあるかかり木は、引き落としておくこと。
- (5) 除草剤又は灯油によるつる枯殺と同時に行う場合は、別紙、除草剤使用仕様書及び灯油使用仕様書に留意すること。

2. 留意事項

- (1) 自然に進入した天然性の有用樹は、監督職員の指示を受け植栽木の欠損している箇所では重点的に保残すること。特に、ケヤキ、ヤマグワ等の天然性の貴重樹は、極力保残すること。
- (2) 乙が選木する場合の除間伐では、主として被圧木、枯損木、曲がり木等将来成林の見込みがないものから選木し、選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう選木すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

(1) 人力又は人力機械併用による下刈

ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

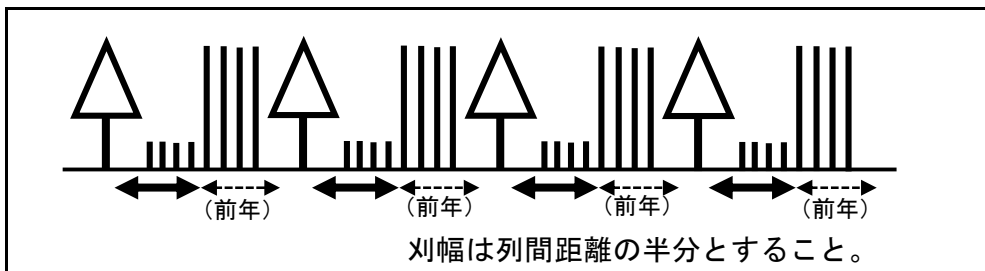
イ. 筋刈

筋刈方法は、下図①一方刈とする。

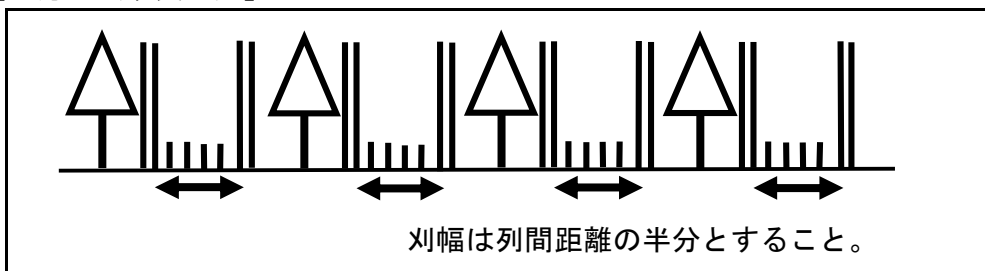
筋刈方法は、原則として等高線刈とする。

現地の状況に応じて、筋刈方法は下図②、③、④に変更できるものとする。

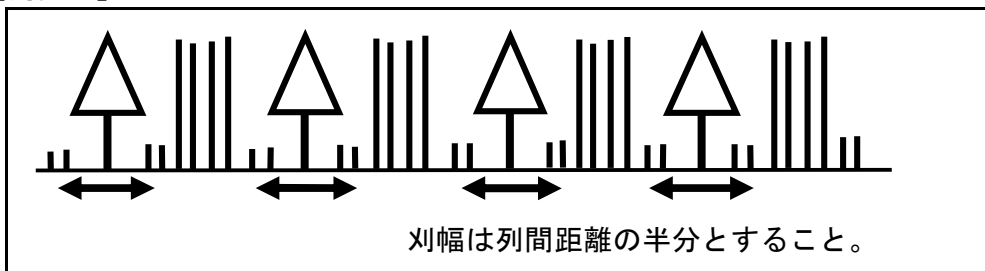
①【一方刈】



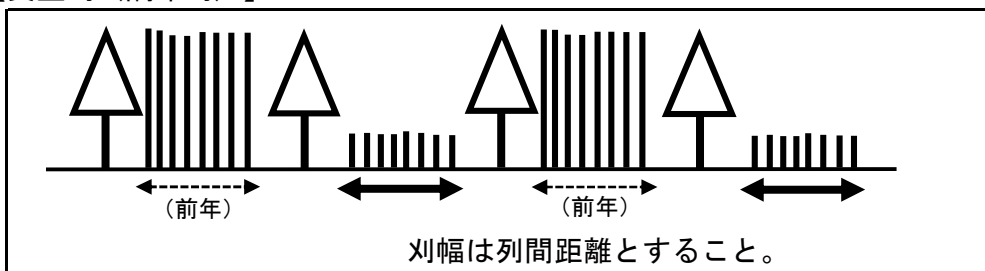
②【一方刈（改良型）】



③【両面刈】



④【交互刈（隔年刈）】



ウ. 坪刈

坪刈は、造林木を中心として、半径cm以上を刈払うこと。

(2) 除草剤による下刈

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- (1) 刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- (2) 刈高は、植栽木の樹高の1/3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- (4) 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- (5) 刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

林道等の除草作業仕様書

1. 除草作業事業量等は次のとおりとする。

林道等名	作業着手起点	作業終了地点	作業延長	刈払幅	摘要
大平林道	位置図に記載	位置図に記載	870m	片側2m	院内(森)
寒水林道 (本線)	位置図に記載	位置図に記載	1290m	片側2m	
後野林道	位置図に記載	位置図に記載	1870m	片側2m	
鹿鳴越林道 (本線)	位置図に記載	位置図に記載	430m	片側2m	
日指林道 (本線)	位置図に記載	位置図に記載	3200m	片側2m	
日指林道 (2支線)	位置図に記載	位置図に記載	200m	片側2m	
日指林道 (日指作業道)	位置図に記載	位置図に記載	500m	片側2m	
日指林道 (鳥屋岳支線)	位置図に記載	位置図に記載	100m	片側2m	
日指林道 (迫田池支線)	位置図に記載	位置図に記載	200m	片側2m	
木床林道 (本線)	位置図に記載	位置図に記載	1050m	片側2m	
山ノ口林道	位置図に記載	位置図に記載	1220m	片側2m	
森平家林道	位置図に記載	位置図に記載	2700m	片側2m	玖珠(森)

2. 発注者が指定した作業着手起点から作業終了地点までの間において、通行の支障となるカヤ等の雑草木及び雑灌木(以下、「雑草木」という。)を刈払うこと。

3. 林道等に造林地が隣接している場合は、植栽木を損傷しないように注意すること。

4. 刈払った雑草木は、林道等の通行の支障にならないように適切に処理すること。

5. その他の必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

6. 刈払幅は、片側2mの両側合計4mとする。

特約条件

1. 下刈作業において、請負者が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、発注者は損害賠償を請求することができる。
賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。
2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。
3. 苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

(注) 林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。

特記仕様書等

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast} \quad \ast \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

特約事項内訳書

記入 番号	林小班	作業種	作業 区分	契 約 面 積 等	使 用 材 料 等			備 考
					品 名	品質規格	数 量	
1	29ま2	改植	正 方 形 植	2.05	ヒノキ普通苗	コンテナ苗(大分県) 苗長35~60cm上、根元径5.0mm上	1,800本	
2	49に	補植		1.00	スギ普通苗	コンテナ苗(花粉の少ない苗木・福岡県) 苗長35cm上、根元径5.0mm上	2,000本	
3	1016ろ			1.00		コンテナ苗(福岡県) 苗長35cm上、根元径5.0mm上	2,000本	
			計	4.05			5,800本	